要望書

１．介護者がCOVID-19に感染した場合に濃厚接触者となる要介護者（高齢者・障害者）への支援の充実を求めます。

濃厚接触者となる要介護者に対する訪問および入所サービスについては、PCR検査が陰性でも感染していない証明にはならないことから、以下の諸点について十分な配慮を求めます。

①支援の際に必要な消毒薬や感染防護具等の感染予防関連物資を遅滞なく支給すること。

②感染リスクに対する特別手当や短期生命保険等を予め明示すること。

③支援当日および支援後14日間の健康観察期間における宿泊施設や宿泊費、移動に伴う旅費等を担保すること。

④要介護者および支援職員へのPCR検査を必要に応じて複数回実施すること。

⑤入所サービスの提供を想定して、濃厚接触者となる要介護者向けのケア付き宿泊施設を予め用意すること。

⑥濃厚接触者となる要介護者が無症状のままPCR検査で陽性となり、無症状あるいは軽症で経過してすぐには入院の適応とならない場合も想定されることから、無症状あるいは軽症の感染者となる要介護者向けのケア付き宿泊施設を予め用意すること。

⑦上記の①～⑥の諸条件を担保した上で、法人枠を超えた応援体制を構築すること。

２．高齢者施設のクラスター発生に備えて、法人の枠を超えた柔軟な応援体制の構築と、感染症の専門医や看護師による事前のゾーニングチェックの仕組みを用意することを求めます。

介護施設で感染者が発生すれば、濃厚接触とされた職員や集団検査で無症状感染が判明した職員は出勤できなくなり、深刻な職員不足から介護崩壊に至る可能性があります。さらに職員不足とゾーニングの混乱から交差感染を生じ、大きなクラスターを生じて重症化リスクの高い高齢者が次々と亡くなる可能性があります。

①複数の施設をもたない法人では容易に介護崩壊に陥る可能性があることから、応援職員の募集方法については、間接型（いわゆる玉突き派遣）に加えて、発生施設に直接応援に入る全面応援型についても選択できる柔軟な仕組みとすること。

②応援職員については、上記１における支援職員への①②③④の諸条件を担保すること。

③発生施設においても、上記1における⑥で指摘した事態が想定されることから、無症状あるいは軽症の感染者となる要介護者向けのケア付き宿泊施設を予め用意すること。

④感染症の専門医や看護師による事前のゾーニングチェックの仕組みを用意すること。

３．施設を利用する本人や関係者が感染しても、社会的スティグマを恐れることなく、安心して公表できる地域社会であって欲しいと願い、関係機関にできる限りの対応を求めます。

①施設で発生した場合でも、個々人の行動や施設の責任に過度の焦点を当てて謝罪を迫るような公表や報道の仕方には慎重であること。

②たとえばマスクを着用することが難しい本人の障害や、密接・密集を避けられないケアの現実を十分に理解した上での公表や報道であること。

令和2年9月2日

丹野智文（認知症当事者ネットワークみやぎ代表理事）

若生栄子（認知症の人と家族の会宮城県支部代表）

内海裕（宮城県認知症グループホーム協議会会長）

佐々木薫（日本認知症グループホーム協会副会長・宮城県支部長）

小湊純一（宮城県ケアマネジャー協会事務局長）

山崎英樹（宮城の認知症をともに考える会代表世話人）